平成２７年（フ）第３１２８号
大阪市平野区西脇１丁目17番９号ラフィーネ華407
債務者　大里　英史
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０５号
横浜市南区中村町３丁目188番地17　岡野マンション401
債務者　深澤　達也
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２０１号
横浜市港南区港南４丁目６番１号　５棟401号
債務者　下見　梨紗（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４４号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目25番20―207号
債務者　栗林有紀子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２６３号
横浜市磯子区森４丁目15番９―302号
債務者　餅田　宏喜
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２８８号
横浜市鶴見区小野町27番地　小野町ハウス203
債務者　森　美代子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２９０号
横浜市港北区箕輪町３丁目20番29―205号
債務者　田村　幸一
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１６号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅５棟107号
債務者　森下　雅子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３０１６号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目５番８号　市営北加賀屋住宅１号館　404
債務者　市村　恒夫
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２１２号
福岡県久留米市国分町995番地９
破産者　上田千代子
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２６号
福岡県久留米市御井町2410番地２　レオパレスルアンパパーン101号、前住所福岡県筑紫野市美しが丘北２丁目２番地１　ヒルサイド美しが丘Ｄ201号
破産者　手嶋　耕一
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４２９号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番２―101号、開始決定時の住所札幌市東区北６条東８丁目１番２―807号
破産者　吉田　富子
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４７号
さいたま市浦和区大東３丁目39番18号
破産者　小山　　昇
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
川崎市中原区宮内１丁目２番19―304号　レオネクストシャイン宮内
破産者　伊部　晴美
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
川崎市麻生区高石４丁目２番10―403号
破産者　室園　榮一
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２号
岐阜県加茂郡富加町滝田1048番地21
破産者　野島　**教**子
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１６０号
神戸市須磨区妙法寺字樫原２番地の３　１―108、従前の住所神戸市西区玉津町新方14番地の57
破産者　竹内　　仁
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部